

# 公益社団法人 石川県浄化槽協会理事会運営規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は（以下単に「この規則」という。）、公益社団法人石川県浄化槽協会定款第39条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 理事会の種類及び構成

### (理事会の種類)

第2条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 定款第27条第1項第5号の規程により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

## 第3章 理事会の招集

### (招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第1項第3号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、第2条第1項第2号又は同条第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を開催しなければならない。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

### (招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定に係わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

## 第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があった者とみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第9条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面をもって末尾に記

載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 会長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## 第5章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事並びに執行理事の選任・解任
- ウ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲渡
- オ 多額の借入
- カ 重要な使用人の選任・解任
- キ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ク 内部管理体制の整備
- ケ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- コ 事業報告及び計算書類等の承認
- サ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 下記の規程、規則の制定、変更及び廃止
  - ① 入会・退会規程
  - ② 委員会運営規則
  - ③ 部会運営規則
  - ④ 役員の職務権限規定
  - ⑤ 情報公開規程
  - ⑥ 個人情報保護管理規程
  - ⑦ 特定費用準備資金取扱規程

- ⑧ その他必要な事項の規定
  - イ 会長、副会長、専務理事の選任・解任
  - ウ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
  - ア 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
  - イ 重要な事業外の訴訟の処理
  - ウ その他理事会が必要と認める事項

## 第6章 事務局

(事務局)

第16条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第7章 雑則

(改 廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集に寄るときは、その旨
  - ア 定款第35条第1項第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
  - イ 定款第35条第1項第3号の規定による会長以外の請求をした理事の招集
  - ウ 定款第35条第1項第4号前段の規定による監事の請求を受けた招集
  - エ 定款第35条第1項第4号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - ア 定款第26条第1項第6号の規定による理事の報告
  - イ 定款第27条第1項第4号の規定による監事の報告
  - ウ 定款第27条第1項第3号の規定による監事の意見
- 6 議長の氏名

II 定款第36条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記Iの事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款第37条の報告省略

- 1 理事会への報告要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

以上